

審判便覧の改訂案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

項番	節	項目	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	33-01	[様式1]	「メール」との記載は、他の記載と同様に「電子メール」のほうがよい。	該当の記載は、審判便覧の本体ではなく、[様式1]のメール文例の内の記載であり、現状の運用で実際使用されているメール文例に沿って「メール」と記載させていただいております。
2	51-21	3.	無効審判において当事者等の一部のみを原告又は被告とする審決等取消訴訟の扱いについて整理されたが、訂正審判、特許異議の申立てについてはどのような整理となるのか。	特許庁としては訂正審判、特許異議の申立てについて明確な整理をしておらず、今後の課題として検討していきたいと考えております。 具体的な案件等に関する御質問であれば、別途審判企画室まで御連絡ください。
3	全体		新旧対照表を示して意見募集を行うべき。	御指摘ありがとうございます。改訂内容が多いページ等では逆にわかりにくいと、改訂案のみの公表による意見募集となりました。改訂案のみでは確かに改訂内容が一見してわかりにくいところもございますので、今後のパブコメの参考とさせていただきます。